

新型コロナウイルス感染症に対する朝来市独自の資金繰り支援施策

朝来市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の皆様の資金繰り支援施策として、融資にかかる信用保証料と返済利子の補助を行います。

◆信用保証料補助と利子補給

兵庫県制度融資資金を、以下の条件を上限として融資を受ける際に兵庫県信用保証協会に支払った信用保証料と金融機関に支払った利子（3年間）の全額を補助します。

【制度融資資金の種類と条件】

兵庫県制度融資資金	申込受付期間	限度額 単位(万円)	期 間	利 率	保証料率
新型コロナウイルス対策資金	令和2年2月25日から 令和2年4月30日まで	3,000	10年 据置2年	0.7%	0.8%
経営活性化資金	令和2年3月16日から 令和2年4月30日まで		10年 据置1年		
借換等資金	令和2年3月16日から 令和2年4月30日まで		10年 据置1年		
新型コロナウイルス危機対応 資金	令和2年3月16日から 令和2年4月30日まで		10年 据置2年		
新型コロナウイルス感染症対 応無利子資金	令和2年5月1日から 令和2年12月31日まで		10年 据置5年		0.425% ※

※) 直近の決算書が資産超過であること等の要件を満たし、経営者保証を不要とする場合 0.525%

- ・繰上償還を行った際には、保証料補助金を戻入していただく必要があります。
- ・借換えの場合についても、借換後の融資額について利子補給並びに信用保証料補助が適用されます。
- ・利子補給金には、延滞利子額は含まれません。

(裏面もご覧ください)

◆信用保証料補助と利子補給額の対象者と負担の割合

4月30日申込受付分まで

資金の種類	対象者	返済利子	信用保証料
新型コロナウイルス対策資金	個人事業主及び 中小企業者	市が全額補助	市が全額補助
経営活性化資金			
借換等資金			
新型コロナウイルス危機対応資金			

5月1日申込受付分から

資金の種類	対象者	返済利子		信用保証料	
		国制度	市制度	国制度	市制度
新型コロナウイルス感染症対応 無利子資金	個人事業主で売上減少率が5%以上	全額を 県が補助	—	全額減免	—
	中小企業者で売上減少率が5%以上15%未満	—	全額を 市が補助	保証料率を1/2 減免0.425%	減免後の保証料 全額を市が補助 0.425%
	中小企業者で売上減少率が15%以上	全額を 県が補助	—	全額減免	—

県の利子補給制度については、兵庫県産業労働部地域金融室までお問い合わせください。
電話：078-362-3321

◆手続きと提出書類 申請様式は市ホームページからダウンロードできます。

手続き	提出書類
交付申請	様式第1号：新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援補助金交付申請書
	信用保証料の分かる書類の写し
	償還予定の分かる書類の写し
補助金請求	様式第3号：新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援補助金交付請求書
	信用保証料及び利子の支払額が分かる書類
変更交付申請	様式第4号：新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援補助金交付申請内容変更届
	変更後の償還予定の分かる書類の写し
振込口座の変更	様式第5号：新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援補助金交付申請内容変更届（振込口座） ※個人事業主で事業承継した場合は、金銭消費貸借契約を変更したことが分かる書類

◆お問い合わせ 朝来市産業振興部経済振興課 079-672-2816